

湘南里川づくりみんなの会ホームページ広告掲載事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、湘南里川づくりみんなの会（以下「当会」という。）（湘南地域県政総合センター所管）のホームページで実施する広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(用語定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 当会ホームページ 湘南地域県政総合センター企画調整部企画調整課（湘南里川づくりみんなの会事務局）（以下「事務局」という。）が管理するホームページで、県サーバ（情報システム課が管理運用するホームページ発信のためのサーバをいう。以下同じ。）及び県のサブ・ドメインとして情報システム課が指定したサーバに格納されているものをいう。
- (2) 広告主 広告主は湘南里川づくりみんなの会会則第4条に定める賛助会員のうち、湘南里川づくりみんなの会における賛助及び寄附に関する細則第3条又は第6条に定める賛助金を1年に10,000円以上納付した会員をいう。
- (3) バナー広告 画像で表示された情報で、広告主が指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(掲載の基準)

第3条 バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容は、神奈川県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第2条及び神奈川県ホームページ広告掲載要領（以下「県ホームページ要領」という。）第3条のいずれにも該当しないものとする。

(広告の規格等)

第4条 県ホームページ要領第4条の規定を適用する。

(広告掲載位置等)

第5条 バナー広告の掲載位置は、原則として当会ホームページのトップページとする。

- 2 県政情報と区別するため、広告掲載位置には必ずバナー広告である旨の表示をする。
- 3 バナー広告には、必ずALT属性をつけ、適切な情報の補足をする。

(広告の掲載期間)

第6条 バナー広告の掲載期間は、広告主としての資格を有する期間内とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告主は、バナー広告の掲載を申し込むことができる。

- 2 バナー広告掲載を希望する広告主は、湘南里川づくりみんなの会における賛助及び寄附に関する細則に定める「賛助会員申込書」にバナー広告の原案を添えて申し込むものとする。
- 3 事務局は広告掲載場所、募集方法など必要事項を当会ホームページに掲載するものとする。

(広告掲載の可否の審査及び決定)

第8条 前条の規定に基づきバナー広告掲載の申し込みを受理したときは、事務局は速やかに要綱及びこの要

領の定めに基づき掲載の可否を審査する。

2 前項の適正な申込者が複数あるときは、申し込みを受理した順により決定するものとする。

3 事務局は広告の掲載の可否の審査を行った場合は、その結果を「広告掲載決定・否掲載決定通知書」(第1号様式)により申込者に通知する。

(広告内容の変更)

第9条 広告主は、広告の内容及びリンク先ホームページのアドレスを変更しようとする場合は、事前に湘南里川づくりみんなの会における賛助及び寄附に関する細則に定める「賛助会員申込書」に変更するバナー広告の内容を添付し、事務局に申請しなければならない。

2 事務局が変更後のリンク先が第3条及び第4条に抵触すると判断した場合には、リンク先の変更を行わないことができるものとする。

(広告内容等の修正)

第10条 事務局は、広告の内容、デザイン等が各種法令、要綱又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第11条 事務局は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに賛助金の納付がないとき。

(2) 第10条の規定により広告内容の修正を広告主が行わないとき。

(3) 広告内容等が、各種法令、要綱又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、第10条の規定によっても解消できないとき。

(4) 広告の申込内容にかかわるリンク先ホームページの無断変更、リンク先ホームページのリンク切れ及びリンク先ホームページの内容が第3条に抵触すると県が判断した場合

(5) その他広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 事務局は、前項の規定により広告を取り消したときは、広告主に対して、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により取り消した場合において、事務局はその損害賠償等一切の責めを負わない。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により申し出なければならない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、要綱第6条第1項に定めるもののほか、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、申込書に記載のリンク先の内容等を変更した場合、若しくは、当該ページ内のリンク先が、本要領又は当該ホームページ広告に関する定め合致しない状態となった場合には、直ちに事務局に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

3 広告主は、指定したリンク先のホームページが、ウイルス感染又は不正アクセスの被害を受けたことが

判明した場合は、直ちに事務局に報告するものとし、事務局はこの報告を受けたときは、リンク先のホームページの安全が確認できるまでの間、当該ホームページのリンクの削除又はリンク先の変更を行うことができるものとする。この場合において、損害賠償の一切の責を負わないものとする。

4 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(疑義等の決定)

第 14 条 この要領に疑義があるときは、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、要綱及び県ホームページ要領の規定を適用する。

附則

この要領は、平成 30 年 12 月 19 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 25 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。